2026年10月8日

苫小牧市
市　長　　金　澤　　俊　様

連合北海道胆振地域協議会
会　長　　日　西　和　広

連合北海道苫小牧地区連合
会　長　　南　部　谷　康　史

2027年度　市町村予算に関する「要求と提言」

貴職におかれましては、地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し心より敬意を表します。

さて、北海道は、全国を上回る早さで少子高齢化が進み、医療・福祉・教育や地域公共交通など、地域で暮らし続けるための基礎的な住民サービスが縮小し、札幌への一極集中や若者の道外転出に歯止めが掛かっていません。道内の雇用情勢は、回復の兆しを見せつつも、介護や医療、農林水産業、建設、自動車運転手、観光など幅広い業種において、人手不足の状態が続いています。物価高騰にも直面し、生活困窮・事業継続危機への迅速かつ継続的な対応が求められています。

また近年は、多発・激甚化する自然災害により、防災・減災に関する様々な課題が明らかになり、感染対策を講じた上でのこれらの対応が急がれています。このような様々な課題を前に、地域で住民が安心して暮らし続けることができるよう、自治体行政の果たす役割は極めて重要となっています。

連合北海道胆振地域協議会並びに苫小牧地区連合はこのような認識に立ち、勤労道民・生活者の立場から「要求と提言」をとりまとめましたので、要請の趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および2027年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

なお、今回の「要求と提言」(32項目:うち★の新規項目が16項目)は、「自治体への実態調査」の結果も一部反映させて頂いており、特に国や道に対する働きかけの内容(※24 項目)は、すでに連合北海道として国や道に対する「要求と提言」として提出し、要請行動(国は7月30～31日、道は10月16日予定)も実施しています。各自治体と連携し、課題の解決をめざしていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

2027年度 市町村予算に関する「要求と提言」

＜目次／構成＞

★は新規
◆は修正

1. 道内の地域産業を支える良質な雇用創出と定着に向けて (1) 道内産業の人手不足解消への対策 (2) 外国人労働者の適正な雇用管理と道内における多文化共生に向けて (3) 人材育成・就職支援の充実 (4) 公正で持続可能な労働条件の確保	P 1
2. 持続可能な地域産業の振興及び観光の推進 (1) 道内の地域産業の振興 (2) 森林資源の育成と地域林業の活性化 (3) 地域における観光の推進	P 3
3. 道民の生活を支える地域公共交通の確保 (1) 地域公共交通の維持・活性化 (2) 交通インフラの整備	P 4
4. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進 (1) 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー等の普及・促進	P 5
5. 持続可能な社会保障制度の構築 (1) 充実した社会保障制度の確立 (2) 地域に根ざした地域福祉の連携と充実 (3) 地域医療構想の実現と医療職場の環境改善	P 6
6. 災害に強いまちづくり (1) 総合的な防災・減災対策の推進 (2) 防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援	P 9
7. 自治体財政・地方自治の確立を目指して	P10
8. ジェンダー平等の推進 (1) ジェンダー平等の推進	P12
9. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実 (1) 教育の保障 (2) 公立小学校・中学校の統廃合と地域づくり (3) 部活動の社会教育への移行	P12

記

1. 道内の地域産業を支える良質な雇用創出と定着に向けて

(1) 道内産業の人手不足解消への対策

※★① 2026 年診療報酬改定により、ベースアップ評価料の見直しが行われたが、病院財政が厳しいことで賃金削減されている病院は、ベースアップ評価料の対象とならない。そもそも、病院財政と医療従事者と他産業間の賃金格差解消は別の問題であり、すべての医療従事者の賃上げにベースアップ評価料が充当されるよう、制度の改善を国に働きかける。さらに、新たに物価高対策としての物価対応料が新設されたが、今後も物価高はさらに上昇することから、次期改定を待たずに検討するよう、国に働きかける。【厚労省・道（保健福祉部地域医療課）】

2026 年診療報酬改定により、ベースアップ評価料の見直しが行われ、医療機関に勤務する「幅広い職員」の人材確保・確実な賃上げのために、ベースアップ評価料の対象となる職員を拡大した上で、点数の引き上げを行うこととなった。また、2026 年度・27 年度において段階的な評価とするとともに、「従前より継続的にテンアゲを実施している保険医療機関」では、高い点数設定とするとしている。2024 年度の改定でベースアップ評価料が導入されているが、一部導入していないところがあったり、市立室蘭総合病院は賃金削減が行われていることから、特別事情届出書を利用し、経営改善のための賃金独自削減がされても、ベースアップ評価料は満額給与に充当するよう、国に働きかけるべきである。また、全産業の賃金と看護職との比較では格差がまだ多くあることから、すべての医療機関で導入し、賃金格差をできるだけ小さくすることと、次期改定に向けて引き続きベースアップ評価料を充実させるよう、国に働きかけるべきである。また、あらたに物価高対策としての物価対応料が新設された。今後も物価高はさらに上昇することから、次期改定を待たずに検討するよう、国に働きかけるべきである。

※★② 道の看護職員等養成修学資金の貸付に係る予算規模を拡充し、貸付金の免除要件を緩和して道内における看護職員の養成及び確保を図るよう道に働きかける。また、道の地域応援ナースの派遣事業は、派遣対象地域の見直しを年 1 回以上行ったうえで、看護職員が不足する道内地域の医療機関への短期派遣の必要性に応じた派遣の実績を上げると同時に、本事業を通じて派遣から正規登用へのマッチングを図るよう道に働きかける。【道(保健福祉部地域医療課・医務薬務課)】

将来道内で看護職員の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金の貸付に係る予算規模を拡充し、道内における看護職員の養成及び確保を図るよう道に働きかけるべきである。その際、対象となる病院を拡大するなど貸付金の免除要件を緩和し、返還免除の対象拡大を図るべきである。また、看護職員が不足する道内地域の病院や訪問看護ステーション、市町村に道内外の未就業の看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)を短期派遣する「地域応援ナース」事業については、道の派遣対象地域の見直しを「2 年ごと」に行うのではなく、最低でも年 1 回以上行い、必要とする派遣場所に早急に対応できるよう、マッチング機能を高めるべきである。同時に、短期派遣に留まらず、必要に応じて派遣先への正規登用も含めたマッチングを実施するよう道に働きかけるべきである。

(2) 外国人労働者の適正な雇用管理と道内における多文化共生に向けて

※★①　外国人労働者が増加するなか、外国人労働者の受け入れ企業に対し、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守させるとともに、適正な労働環境の確保や労働問題に的確に対応するよう、企業による日本語研修の費用補助など、国が支援体制を確立するよう国に働きかける。【厚労省・道（経済部雇用労政課、総合政策部雇用労政課）】

外国人労働者の適正な労働環境の確保や労働問題に的確に対応するうえで、日本語習得が不可欠である。特に職場では、従業員や顧客等との円滑な意思疎通が労災防止や職場への定着につながる。そのため、企業の特性やニーズに応じた、日本語教室の提供や教材の作成等が求められる。人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)のほか、国が企業による日本語研修の費用補助といった支援体制を拡充するよう、国に働きかけるべきである。

(3) 人材育成・就職支援の充実

◆①　各市町村は、「奨学金返還支援制度」を創設するとともに、国の L0 活プロジェクトにおいて、道内市町村の「奨学金返還支援制度」の掲載状況を把握する。また、793 校ある全国の大学と UJI ターン就職促進に関する連携協定を締結し、若者の道内への就職や定着を図る。【道（経済部産業人材課、総合政策部地域政策課）】

昨年の道からの 1 次回答によれば「現在、首都圏をはじめ関西や東北など 32 の道外大学と就職促進に関する協定を締結している」と回答したものの、日本は 2025 年 7 月現在で約 800 の大学を有している。道外大学をはじめ高専や専門学校等との協定締結に向けた取り組みを強化すべきである。また 2024 年度の道との意見交換の場において、各市町村の「奨学金返還支援制度」について、道は「札幌市や函館市、旭川市といった大きな自治体が多く、やはり村はなかなか難しい。小さい町ではなかなか難しい」との回答であるものの、55 市町村の取り組み事例のうち札幌・函館・旭川・苫小牧を除く、過疎地となる町村のほうが奨学金返還支援に取り組んでいることがわかる。加えて、道内 179 市町村のうち、奨学金返還支援を実施する自治体が 55 市町村となると、未だ 3 割の自治体しか取り組まれていないことになる。このような現状を踏まえて、道が主体的に市町村に対し「奨学金返還支援制度」の事例などを活用して周知し、若者に選ばれる企業の創出のほか、「奨学金返還支援制度」などを活用して若者が地域に定着する基盤づくりを拡充すべきある。同時に、国の L0 活プロジェクトにおいて、道内市町村の「奨学金返還支援制度」の掲載状況を把握するよう、国に働きかけるべきである。

(4) 公正で持続可能な労働条件の確保

※★①　道に対して、道内市町村など公務職場はもとより、小売りやサービス業、公共交通機関等で多発する迷惑行為防止について、2025 年 4 月施行の「北海道カスタマーハラスメント防止条例」の附則上にある 3 年の目途を待たずして罰則規定を盛り込むよう早急に措置するよう道に働きかける。また 2 次被害対策についても検討する。さらに、市町村の公共入札において、事業主が「カスハラ対策を講じている場合」は「加点・評価項目」として位置付ける。【道（経済部雇用労政課、総務部総務課）】

公務職場における特定の住民からの迷惑行為が多発している実態が明らかになっていることから、道は道内市町村で多発する迷惑行為防止について、2025 年 4 月 1 日施行の「北海道カスタマーハラスメント防止条例」の附則上にある 3 年目途を待たずして、加害者の直接処罰に係る行政刑罰となる罰則規定(地方自治法第 14 条 3 項)を盛り込むよう、早急に措置するよう道に働きかけるべきである。とくに三重県では、有識者による検討懇話会を設置するとともに、県庁内にも「カスハラ防止対策推進本部」を設置。「50 万円以下の過料（罰則）」を科す基本方針を三重県議会に提示（10 月）し、2026 年 6 月県議会への条例提出及び、2026 年度中の施行をめざし検討をはじめている。また、2 次被害対策については防犯カメラの設置なども検討すべきである。さらに、市町村の公共入札において、事業主が「カスハラ対策を講じている場合」は働き方改革と同様、「加点・評価項目」として位置付けるべきである。

※◆②　放課後児童クラブの職員の処遇改善を図るよう、市町村に対する必要な経費の一部支援となる補助単価の引き上げを国に求めるとともに、道に対しても道内市町村が実施する放課後児童クラブの安定的な運営や人材確保を支援する観点から、補助単価を引き上げるよう働きかける。加えて、民間学童クラブの学童保育費についても補助支援を実施するよう、国に働きかける。【道（保健福祉部子ども政策企画課）】

2024 年度の道内市町村において「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を実施した自治体数は、15 自治体（実施率 9.1%）*と全国ワースト 3 の実施率となった。したがって、道としても放課後児童クラブ（学童保育）の職員（放課後児童指導員）の処遇改善が急務である。市町村に対する必要な経費の一部支援となる補助率（国 1/3、道 1/3、市町村 1/3）の補助単価が適正な単価となるよう、国の補助単価の引き上げを求めるとともに、道に対しても道内市町村が実施する放課後児童クラブの安定的な運営や人材確保を支援する観点から、補助単価を引き上げるよう働きかけるべきである。加えて、民間学童クラブの学童保育費についても補助支援を実施するよう、国に働きかけるべきである。
（※【15 自治体】白糠町、厚真町、当別町、鷹栖町、苫前町、音更町、帯広市、函館市、札幌市、更別村、今金町、古平町、江別市、羅臼町、室蘭市）

2. 持続可能な地域産業の振興及び観光の推進

(1) 道内の地域産業の振興

※★①　道内の農業従事者の高齢化の進行や後継者不足に伴い、新規就農者の育成・確保や、スマート農業技術の普及・拡大、野生鳥獣被害対策などが課題となっている。加えて、「第 7 期北海道農業・農村振興推進計画」で示された、25 項目の KPI のうち、「データを活用した農業を行っている経営体の割合」や、「教育旅行における農家などでの宿泊者数」、「北海道農業・農村の魅力を発信する道の SNS フォロワー数」が、他の項目と比べて現状値と KPI の数値に乖離が大きいことから施策の推進を強力に進めるよう道に働きかける。【道（農政部食料安全保障推進局）】

全国を上回るスピードで続く人口減少に加え、道内の農業従事者の高齢化の進行や後継者不足に伴い、農業経営体（個人経営体）が 2035 年までに 2025 年比で約 3 割の減少が推計されており、地域の農業生産を維持していくためには、新規就農者の確保・定着が必要となる。また、経営安定化のための省力化技術の導入や生産技術力の底上げが課題となっている。さらに、エゾシカやアライグマ、ヒグマなどによる農作物被害が深刻化しており、被害を防止する対策が必要となっている。地域の農業や地域コミュニティの脆弱化が懸念されている。加えて、「第 7 期北海道農業・農村振興推進計画」で示された、25 項目の KPI のうち、とりわけ「データを活用いた農業を行っている経営体の割合」や「教育旅行における農家などでの宿泊者数」、「北海道農業・農村の魅力を発信する道の SNS フォロワー数」が、他の項目と比べて現状値と KPI の数値に乖離が大きいことから施策の推進を強力に進めていくよう道に働きかけるべきである。

(2) 森林資源の育成と地域林業の活性化

※◆①　森林環境譲与税は、2024 年度の税制改正において譲与基準の見直しが図られたものの、いまだ「林業就業者数」よりも「人口」の配分額が大きいことから、自治体における森林整備等に活かされた配分へと譲与基準策定の見直しを行うよう、国に働きかける。【農水省・総務省・道（水産林務部森林計画課）】

「森林環境譲与税」は都市部に多く配分される現行基準から山間地への配分を手厚くする措置として、2024 年度税制改正大綱にて森林面積配分が 0.5%引き上げられたものの、東京都のように森林が少ない自治体（北海道の森林面積は東京都の 70 倍）でも人口が多ければ一定の金額が配分される（東京都の譲与金額は北海道の 0.5 倍）。

改正後の配分額は「私有林人工林面積」（50%→55%）＞「人口」（30%→25%）＞「林業就業者数」（20%→20%）と、「林業就業者数」よりも「人口」のほうが多い配分となっており、税制の趣旨からして本末転倒である。よって、森林環境譲与税の使途が目的に沿った地方自治体が実施する森林整備等に活かされた配分へと譲与基準策定の見直しを行うよう、国に働きかけるべきである。

(3) 地域における観光の推進

※★① 観光地域づくり法人(DMO)は一部地域では各区分の DMO が対象とする区分が重複しており、実施事業の重複など非効率性も指摘される。区分や活動範囲は行政区域よって決まるものであるが、マーケティング的視点に立ち、その活動範囲は旅行者の行動に即して設定すべきである。また、「観光立国推進基本計画(第 5 次)」では、オーバーツーリズム対策の強化や、アウトバウンドの拡大に向けたパスポート手数料の引き下げ、手ぶら観光の推進、マナー違反対策、地域交通 DX、幹線鉄道ネットワークの整備など通じて「交通空白」の解消をめざす、など具体策が列挙された。観光が抱える課題に的確に応え、計画を着実に実行するよう、国に働きかける。【国交省・道（経済部観光振興課)】

わが国の観光地域づくりの舵取り役として期待される観光地域づくり法人(DMO)は、その活動対象とする区域の大きさに応じて「広域連携 DMO」「地域連携 DMO」「地域 DMO」の 3 つに区分されている点が特徴である。こうした重層的な仕組みのため、一部地域では各区分の DMO が対象とする区域が重複しており、実施事業の重複などの非効率性も指摘されているところである。区分や活動範囲は行政区分によって決まるものであるが、一方でマーケティング的視点からみれば、その活動範囲は旅行者の行動に即して設定されるべきともいえる。2026 年 3 月に閣議決定された「観光立国推進基本計画(第 5 次)」(計画期間：2026 年度から 2030 年度までの 5 年間)においては、「観光客の戦略的誘客と住民生活の質の確保との両立に取り組む地域数」を現状からの倍増となる「100 地域」を目標として、オーバーツーリズム対策を重視し、アウトバウンドの拡大に向けたパスポート手数料の引き下げ、手ぶら観光の推進、マナー違反対策、地域交通 DX、幹線鉄道ネットワークの整備など通じて「交通空白」の解消をめざす、など具体策が列挙された。観光が抱える課題に的確に応え、計画を着実に実行するよう、国に働きかけるべきである。

3. 道民の生活を支える地域公共交通の確保

(1) 地域公共交通の維持・活性化

※◆① 地域公共交通の維持・確保は、現行法の枠組みを見直し、公共交通を基礎的な社会インフラとして法的に明確に位置づけるよう、国に働きかける。現状として北海道におけるバス　運転士不足は深刻化し、また、運転士の平均年齢は 50 歳を超える水準に達しており、将来的な大量離職が懸念されている。加えて、2024 年からの労働時間規制の強化により、必要人員はさらに増加し、現状のままでは路線の維持そのものが困難となる地域が拡大している。整備士についても同様に人材不足が顕著であることから、1) 第二種運転免許取得費用に対する補助の大幅拡充、2) 若年層の参入促進に向けた処遇改善支援、3) 運転士・整備士確保に向けた人件費支援および免許取得支援の拡充について、国に働きかける。【国交省・道（総合政策部交通企画課)】

地域公共交通の維持・確保は、国家的課題であるとの認識の下、現行法の枠組みを見直し、公共交通を基礎的な社会インフラとして法的に明確に位置づけるよう、国に働きかけるべきである。現状として北海道におけるバス運転士不足は深刻化しており、業界全体で 1～2 割程度の人員不足が常態化している。また、運転士の平均年齢は 50 歳を超える水準に達しており、将来的な大量離職が懸念されている。加えて、2024 年からの労働時間規制の強化により、実質的な必要人員はさらに増加しており、現状のままでは路線の維持そのものが困難となる地域が拡大している。整備士についても同様に人材不足が顕著であり、車両の安全運行体制の維持にも影響が出かねない状況であることから、1) 第二種運転免許取得費用に対する補助の大幅拡充、2) 若年層の参入促進に向けた処遇改善支援、3) 整備士確保に向けた人件費支援および免許取得支援の拡充について、国に働きかけるべきである。

(2) 交通インフラの整備

※◆① JR 北海道の路線の上下分離方式を含めた協議については、単独維持困難線区・黄 8 線区を維持するため、国が主体的に JR 北海道と地域関係者の議論を進めていく。また、議論を進めるなかで沿線自治体については自治体財政が厳しい状況を鑑み、地域の足を守るため、国が責任を持って地元負担の大幅軽減を図る。加えて、JR 北海道特急列車(札幌-函館・釧路・帯広・稚内・網走)における車内販売の再開などを検討し、各路線の観光資源のひとつとなり得る名物や特産品を紹介することで、利用者の増加に向けた経営改善や地域振興を図るよう、国に働きかける。【国交省・道（総合政策部交通企画課）】

JR 北海道が地元負担を前提に存続を目指す「黄線区」8 区間については、2024 年 3 月 15 日に国交省から JR 北海道に対し発出した監督命令において、2026 年度末までに線区ごとに「抜本的な改善方策」を確実に取りまとめるよう国が積極的に関与し、地域の事例や活用できる支援策の紹介や助言を行うなど参画していくとともに、黄 8 線区の収支状況は 2017 年度数値(約▲135 億円)から悪化し、2024 年度数値は約▲150 億円となっていることからも、可能な限り沿線自治体の負担を大幅に軽減すべきであり、国が責任を持って対応すべきである。また、インバウンドをはじめとする JR 北海道利用者への観光資源や地域振興のひとつとして、JR 北海道特急列車(札幌-函館・釧路・帯広・稚内・網走)における車内販売の再開などを検討し、各路線の観光資源のひとつとなり得る名物や特産品を紹介することで、利用者が増加することによる経営改善や地域振興を図るよう、国に働きかけるべきである。

4. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

(1) 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー等の普及・促進

※★① 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」の前文において、原子力は「放射性廃棄物の処理及び処分の方法が確立されていないことなどの問題があることから過渡的エネルギーと位置付ける」としたうえで、脱原発の視点に立って、道内で自立的に確保できる新エネルギーの利用を拡大する責務について明記していることから、道に対して、本条例を軽視せず、いつまで(どのような段階に至るまで)原子力発電をエネルギー源として活用するのかを早急に明確化するよう道に働きかける。加えて、地域の再生可能エネルギー資源を活かした地域分散型エネルギー・電源の導入に向けて、稼働率や発電率、販路や原料確保、収支見通しなど根拠をもった計画に基づき、再生可能エネルギーを最大限活用した、道としての将来的なエネルギービジョンを策定するよう道に働きかける。【道（経済部資源エネルギー課）】

2013 年 1 月 1 日に施行した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」の前文において、「世界の経済発展をエネルギー面において支えてきた石炭や石油などの化石燃料は、今日、その近い将来における枯渇や使用に伴う地球環境への影響が懸念されており、その使用を抑制することが求められている」ものの、その一方で、「20 世紀の半ばに実用化された原子力は、発電時に温室効果ガスを排出しないことなどの優れた特性を有している反面、放射性廃棄物の処理及び処分の方法が確立されていないことなどの問題があることから、過渡的エネルギーと位置づけられている」とした。また、積雪寒冷な北海道においては、「エネルギーが社会経済の健全な発展と生活の安定のために不可欠な要素であることを深く認識し、脱原発の視点に立って、限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐとともに、北海道内で自立的に確保できる新しいエネルギーの利用を拡大する責務を有している」と明記した。

したがって、道に対して、原子力が「過渡的エネルギー」であり「脱原発に視点に立つ」との条例内容を軽視することなく、いつまで(どのような段階に至るまで)原子力発電をエネルギー源として活用するのかについては早急に明確化するよう道に働きかけるべきである。加えて、地域の再生可能エネルギー資源を活かした地域分散型エネルギー・電源の導入に向けて、稼働率や発電率、販路や原料確保、収支見通しなど根拠をもった計画に基づき、再生可能エネルギーを最大限活用した、道としての将来的なエネルギービジョンを策定するよう道に働きかけるべきである。

5. 持続可能な社会保障制度の構築

(1) 充実した社会保障制度の確立

◆① 道内各市町村の地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域の実情に合わせながらも、当該システムに関わる人材確保や地域間格差が大きくならないよう国として市町村自治体へのサポートを強化するよう、働きかける。また、「第 10 期介護保険事業(支援)計画」については、「第 9 期介護保険事業(支援)計画」の課題の整理や事業実施結果を検証して、各自治体による健康増進事業や認知症施策など、地域密着型でより実効性のあるものとなるよう、取り組む。【厚労省・道（保健福祉部高齢者保健福祉課)】

道内各市町村の地域包括ケアシステムは、システムを支える人材の確保が困難な状況にあることはもとより、このシステム自体が、地域の実情に合わせたサービスを構築する形態であるという性質上、サービスの質や内容が地域によって異なり、札幌市を中心とした大都市圏とそれ以外の地域間で格差が生じている。地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域の実情に合わせながらも、当該システムに関わる人材確保や地域間格差が大きくならないよう国として市町村自治体へのサポートを強化するよう働きかけるべきである。また、2026 年度に各自治体が策定する「第 10 期介護保険事業(支援)計画」については、「第 9 期介護保険事業(支援)計画」の課題の整理や事業実施結果を検証して、各自治体による健康増進事業や認知症施策など、地域密着型でより実効性のあるものとなるよう取り組むべきである。

※◆② 「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめ概要の「中山間・人口減少地域における『配置基準等の弾力化』」では、シフトを組むことによって人材不足が生じることとなる。中山間地域の対応が急務であることから、地域係数を高く設定するとともに、１級地(20%上乗せ)の考え方を地方に重視した係数に変えていくよう、国に働きかける。さらに、介護報酬上の 2 人訪問加算が算定できない場合においても、国の地域医療介護総合確保基金を活用して対応が可能なことなど、基金を効果的に活用するよう道に働きかける。加えて、カメラ付き IC レコーダーなどセキュリティシステム導入に対しては、2 次ハラスメントにつながることがないよう、必要な対策を講じるよう道に働きかける。【厚労省・道（保健福祉部高齢者保健福祉課)】

2025 年 7 月 25 日の「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめ概要による方向性について、「中山間・人口減少地域における『配置基準等の弾力化』」は、人手不足を加速化する恐れがあり、シフトを組むことによって人材不足が生じることとなる。中山間地域の対応が急務であり、「配置基準の弾力化」は危ないと考える。本来は、中山間地域の「加算」ではなく、地域係数を高く設定すべきである。サービス毎の加算では全く意味がない。また、１級地(20%上乗せ)の考え方を、地方に重視した係数に変えていくべきである。これらについて、国に働きかけていくべきである。さらに、利用者またはその家族から、暴言等のハラスメント行為及びハラスメントの危険性が予測される状況での 2 人訪問について、利用者またはその家族から同意が得られない場合(2 人訪問加算されない場合)、安全確保・離職防止のために活用できる「地域医療介護総合確保基金」について、昨年、北海道高齢者保健福祉施策検討協議会の場で、道は「全国一律の制度として対応することが重要であり、必要な改善を国に求める」との回答であったが、介護は全国一律ではなく、地域性があり、北海道は特に広域という特殊性を加味すべきである。また、当該基金を使って加算相当額を助成するよう道に働きかけるべきである。加えて、カメラ付き IC レコーダーなどセキュリティシステム導入に対しては、利用者や家族の了承を得たうえで行うとの厚労省の指針があることから、2 次ハラスメントにつながることがないよう、必要な対策を講じるよう道に働きかけるべきである。

※★③　75歳以上の「後期高齢者支援金」については、協会けんぽを含む全ての健保組合から切り離し、国が責任を持って直接支出する方法に変更するよう、国に働きかける。【厚労省・道（保健福祉部国保医療課）】

2025年に団塊の世代が全員75歳以上となる後期高齢者となった。協会けんぽを例にいうと、2025年度の「後期高齢者支援金」（支出）は、2兆4,891億円に対して、2026年度（見込み）は、2兆5,618億円と対前年度から727億円もの支出増となる。2025年度予算（早期集計）によると、赤字1,043組合（黒字329組合）、赤字総額4,560億円となるなど、多くの健保組合では、赤字経営に陥り解散を余儀なくされている健保組合もある。今後とも膨れ上がる「後期高齢者支援金」は、協会けんぽを含む全ての健保組合から切り離し、国が責任を持って直接支出する方法に変更するよう、国に働きかけるべきである。

(2) 地域に根ざした地域福祉の連携と充実

※◆①　重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現を目的に既存の福祉制度の狭間を埋めるものであり、道内各地では、市町村が実施主体となって計画策定と体制整備が行われ、社会福祉協会、医療機関、民生委員、学校などと連携し、様々な福祉施策が展開されている。重層的支援体制整備事業への対応を着実に進めるため、道との連携を強化する。また、昨年「地域共生社会の在り方検討会議」中間まとめでの課題に対する提言を踏まえ、「重層的支援体制整備事業」の支援の体制・内容の拡充を図るとともに、事業の実施自治体数を増やすことについても国に働きかける。【厚労省・道（保健福祉部地域福祉課）】

重層的支援体制整備事業は、年齢や分野を問わず複合的な生きづらさ抱える人（ひとり親、高齢者、障がい者、ひきこもり、生活困窮など）に対し、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的・包括的に提供するため、市町村が中心となって体制を整える国の制度であり、地域共生社会の実現を目的に既存の福祉制度の狭間を埋めるものである。道内各地では、高齢者の介護や子育て支援、生活困窮者への自立支援、高齢者の健康増進事業や認知症対策、介護医療院の新設などの取り組みが進められている。重層的支援体制整備事業への対応を着実に進めるため、市町村との連携を強化するべきである。また、昨年「地域共生社会の在り方検討会議」中間まとめでの課題に対する提言を踏まえ、「重層的支援体制整備事業」の支援の体制・内容の拡充を図るとともに、「重層的支援体制整備事業」の実施市町村は、2025年度において600市町村（34.9%）に留まっていることから、事業の実施市町村数を増やすことについても国に働きかけるべきである。

※★②　令和8年度調剤報酬改定により新設された調剤ベースアップ評価料は、薬局における40歳以上の薬剤師が賃金改善の対象外とされており、対象となる職員がいない現場では、「実際には賃上げ財源にならない」ケースも指摘されている。また、制度上、評価料は対象が限定される中で、対象外の従業員への説明や納得形成が困難であり、小規模の薬局ほど従業員の分断やモチベーションの低下等のリスクが生じていることを踏まえ、調剤ベースアップ評価料における年齢要件の撤廃や緩和を含めた制度の見直しを行うよう、国に働きかける。【厚労省・道（保健福祉部医務薬務課）】

令和8年度調剤報酬改定により新設された調剤ベースアップ評価料は、薬局における人材確保および賃金改善を目的とした重要な施策であり、その政策的意義については高く評価するものの、本評価料において40歳以上の薬剤師が賃金改善の対象外とされている点につき、対象となる職員がいない薬局では算定できないなど、現場によっては「実際には賃上げ財源にならない」ケースも指摘されている。また、制度上、評価料は「全額を賃金改善に使用すること」が前提であり、対象が限定される中で、対象外の従業員への説明や納得形成が困難であり、小規模の薬局ほど従業員の分断やモチベーションの低下等のリスクが生じている。以上を踏まえ、調剤ベースアップ評価料における年齢要件の撤廃や緩和を含めた制度の見直しを行うよう、国に働きかけるべきである。

※◆③　病児保育事業については、病児保育施設がない市町村、および通勤先の市町村でも、住民が近隣自治体施設を利用可能となるよう、道が主体となり広域連携による病児・病後児保育施設の利便性向上を図るよう道に働きかける。【道(保健福祉部子ども政策企画課)】

北海道の各自治体は広域でもあることから、病児・病後児保育施設がない市町村もあり、通勤先の市町村でも、住民が近隣自治体の病児・病後児保育施設の利用が可能となるよう、道が主体となり、山梨県の広域利用を参考に道内自治体参加による協定を締結し、病児・病後児保育の利便性向上を図る。山梨県の病児保育の広域利用を参考に利用する機会の環境整備が必要である。

※山梨県の病児保育の広域利用（県内全市町村の参加による協定締結により、病児保育施設がない市町村の住民であっても、県内にあるすべての病児・病後児保育施設を利用可能となった）

(3) 地域医療構想の実現と医療職場の環境改善

※◆①　現在の地域医療では、医師の偏在が顕著化し、地域医療の崩壊へと連鎖していく中で医師の確保は喫緊の課題であり、必要不可欠である。患者や家族などを総合的に医療・ケアする総合診療医は、地域医療の確保としてもその重要性は高く、医療機能の集約化や医師の地域偏在・診療科偏在という課題に直面している地域医療の持続可能性の切り札である。したがって、地域に総合診療医を増やすことが必要であり、道内３医育大学における、さらなる地域枠の拡充を推進するよう道に働きかける。また、2025 年 12 月に改正医療法が成立し、2026 年度から順次施行されるため、本改正を踏まえた医師の偏在対策、地域医療の体制等を整備するよう道に働きかける。【道（保健福祉部地域医療課)】

昨年の道の１次回答では「国に対し、医育大学の入学定員の維持や都市部からの指導医派遣により、より多くの専攻医が一定期間医師少数区域等の地域で勤務を経験することができる仕組みの創設などについて、全国知事会とも連携しながら働きかける」としているものの、財政制度等審議会では、「医師・歯科医師・薬剤師は、いずれも総数が増加してきており、将来的に『医者余り』になることが確定的であり、医学部定員を計画的に削減していくことが必要」との見解を示している。しかし、現在の地域医療では、医師の偏在が顕著化し、地域医療の崩壊へと連鎖していく中で医師の確保は喫緊の課題であり、必要不可欠である。健康に関する困りごとについて気軽に相談にのり、健康な時も病気の時も人の暮らしに寄り添い、家族やコミュニティも含めて最適な医療・ケアを提供する総合診療医は、地域医療の確保としてもその重要性は高く、医療機能の集約化や医師の地域偏在・診療科偏在という課題に直面している地域医療の持続可能性の切り札である。このようなことから、地域に総合診療医を増やすため、道内３医育大学における、さらなる地域枠の拡充を推進するよう道に働きかけるべきである。また、2025 年 12 月に改正医療法が成立し、2026 年度から順次施行されるが、本改正は地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策、医療 DX 推進の３つの柱から構成されている。特に都道府県知事が、医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域」を定めることができることとなり、当該区域の医師の手当の支給に関する事業を設ける等の医師偏在是正に向けた地域医療の体制等を整備するよう、道に働きかけるべきである。

※★②　国の全国調査では病院の 7 割が赤字である。また、病院経営が市財政を圧迫し、市は財政再生団体への回避のため、市立室蘭総合病院が 2027 年度末をもって閉院することとなった。さらに、令和 7 年度補正予算では「医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援」のほか、多くの支援などであったが、なぜ当初予算ではなかったのか。経営悪化により、地域から病院が撤退されれば、地域医療崩壊どころか地域崩壊にも繋がりかねないことから、単年度の補正ではなく、国の複数年度予算や病院支援のために機動的に使える基金を設けるなど、先の見通せない国からの支援では、安心できる地域医療の確保が図れないことから、一方的な病院統廃合とならないよう、支援事業の予算確保による着実な財政支援を行うなど、病院経営安定化に向けた施策を講じるよう、国に働きかける。【厚労省・道（保健福祉部地域医療課、医務薬務課）】

病院の経営難は全道、全国共通で、国の全国調査では病院の 7 割が赤字である。特に自治体病院の大半が一般会計からの繰入金で穴埋めをしてきたがその規模は膨らみ、そのあおりを受けて大型事業を撤回するなど行政全般に影響する例が多い。また、病院経営が市財政を圧迫し、市は財政再生団体への回避のため、市立室蘭総合病院が 2027 年度末をもって閉院することとなった。さらに、令和 7 年度補正予算では①「医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援」、②「施設整備の促進に対する支援」、③「福祉医療機構による優遇融資等の実施」、④「生産性向上に対する支援」、⑤「病床数の適正化に対する支援」、⑥「出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援」などであったが、なぜ当初予算ではなかったのか。経営悪化により、地域から病院が撤退されれば、地域医療崩壊どころか地域崩壊にも繋がりかねない。このため、単年度の補正ではなく、国の複数年度予算や病院支援のために機動的に使える基金を設けるなど、誰もが安心して受けられる地域医療の確保に向けて、先の見通せない国からの支援では、安心できる地域医療の確保が図れないことから、一方的な病院統廃合とならないよう、支援事業の予算確保による着実な財政支援を行うなど、病院経営安定化に向けた施策を講じるよう、国に働きかけるべきである。

6. 災害に強いまちづくり

(1) 総合的な防災・減災対策の推進

※★①　災害時に地域住民の避難所となる学校施設において、トイレのバリアフリー化やスロープ、自動ドア等の整備を加速させるため、対象施設への「学校施設環境改善交付金」の補助率拡充（1/2 や 1/3 への引き上げ等）を国に強く働きかける。また、避難所運営時に教職員の過度な負担を避け、学校の早期再開を図る観点から、国に省庁横断の協議による役割分担の明確化を働きかけるとともに、道に対しても行政（防災部局）が主体となり、地域と連携した実効性のある避難所運営体制の構築および防災訓練の実施を推進するよう働きかける。【文科省・内閣府（防災）・道（教育庁施設課、生徒指導・学校安全課）】

災害時における地域住民の避難所となっている学校施設の中には、建築から相当の年数を経過し、車椅子使用者が利用できる多機能トイレがないほか、未だに和式トイレのままであったり、出入り口に段差が残っていたりする状況が散見される。近年頻発する災害への対策としてバリアフリー化の重要性は増しているが、これらを整備するための費用は膨大に膨れ上がる。自治体の財政負担を軽減し、計画的な整備を進めるためには、国による補助率の拡充など支援強化が不可欠である。また、実際の避難所運営にあたっては、住民の理解と協力が得られなければ支障をきたす。現状の災害対応では、教職員が避難所運営の矢面に立たされることで、本来の教育業務や学校再開の準備に重大な支障をきたすケースが常態化している。学校はあくまで「教育の場」であり、教職員は避難所運営の専門家ではない。したがって、省庁横断の協議によって国に役割分担を明確化させるとともに、行政（防災部局）が主体となる自律的な運営体制を構築することで、教職員を運営業務から解放するような実効性のある防災訓練を推進していくよう、国に強く働きかけるべきである。あわせて道に対しても、広域自治体の責任において地域・学校・行政が連携した持続可能な防災体制づくりを急ぐよう働きかけるべきである。

(2) 防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援

◆① 避難行動要支援者の個別避難計画の作成については、令和 3 年の災害対策基本法改正により、市町村の努力義務とされ、優先度の高い方について、改正法施行後からおおむね 5 年程度で作成に取り組むこととされた。2026 年度（令和 8 年度）で法施行後 5 年が経過する。近年、激甚化する災害が頻発して個別避難計画の作成の重要性が高まっており、未策定市町村は、作成するよう取り組む。【道（保健福祉部総務課）】

道の昨年の 1 次回答では、「避難行動要支援者の個別避難計画の作成については、令和 3 年の災害対策基本法改正により、市町村の努力義務とされたところ。また、『避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針』により優先度の高い方について、改正法施行後からおおむね 5 年程度で作成に取り組むこととされた」と回答した。2026 年度（令和 8 年度）は法施行後 5 年が経過する。近年、激甚化する災害が頻発している中、個別避難計画の作成の重要性が高まっており、計画の作成は努力義務ではあるが、未策定市町村は、作成するよう取り組むべきである。

7. 自治体財政・地方自治の確立を目指して

※◆① 地方交付税の算定方法は、人口による算定が最も高い割合を示していることから、人口減少社会においても財政需要を広く捉えるほか、各自治体を支える基幹産業の生産量や漁獲量などを加味した算定方法へ改善するよう、国に対して働きかける。【★総務省・道（総合政策部市町村課）】

各自治体が税でまかなうべき標準的経費の内容は、道府県分および市町村分の「基準財政需要額」で算定され、道路橋梁費、小中学校費、社会福祉費など 28 項目（2023 年度算定）を積算して総額を導く。具体的な算定式は項目ごとの経費単価である「単位費用」、各自治体の人口や面積などの「測定単位」、自然条件や社会条件などによる経費差を補正する「補正係数」を掛け合わせる。このうち「測定単位」は当該項目の必要額を算定するのに妥当な指標が用いられ、道府県分、市町村分ともに人口（国調人口）による算定が最も高い割合を占めている。これは人口と行政経費に正の相関性が見いだされるからであり、1954 年の制度発足以来この考え方に則ってきたと言える。北海道は全国を上回るペースで人口減少が進むなか、制度発足以来の人口に比例的な算定に留まらず、人口減少社会でも財政需要を広くとらえる算定へと発展するよう、各自治体を支える基幹産業の生産量や漁獲量などを加味した算定式を検討するよう、地方交付税法第 17 条の 4(地方公共団体の意見申出制度)に基づき算定方法を改善するよう、国に働きかけるべきである。

※★② 道内の地域おこし協力隊員数は、全国のなかでも突出して多いことから、本制度の特別交付税措置による報償費の上限引き上げや、地場産業の振興に限って任期が 5 年に延長されたという、この限定的な条件を緩和するとともに、任期終了後における自治体職員登用後に係る財政措置を行うなど、隊員の労働条件の向上を図ったうえで地方の人材確保や地域活性化が図られるよう、国に働きかける。【総務省・道（総合政策部地域おこし協力隊サポート推進室）】

人口減少や少子高齢化などの課題を抱える地方自治体が、都市部などから人材を受け入れ、実際にそこで暮らしながら地域ブランドや地場商品の開発・販売、農業や水産業への従事などを行う、「地域おこし協力隊」制度が 2009 年にスタートし、国は 2026 年度までに隊員 10,000 人を目指している。現在の隊員数は全国で 8,196 人（対前年 286 人増）、北海道が 1,374 人（対前年 67 人増）となっており、道内の隊員数は、全国のなかでも突出して多いことから、本制度の特別交付税措置による報償費の上限引き上げや、2026 年度から地場産業の振興に限って原則 3 年までとしている任期が 5 年に延長となったが、道内では遅れている ICT 支援員の配置について地域おこし協力隊を活用している自治体もあり、地場産業の振興という限定的な条件を緩和すべきである。また、任期終了後に採用試験後に採用された事例も多く、自治体職員登用に係る財政措置を行うなど、隊員の労働条件の向上を図ったうえで地方の人材確保や地域活性化が図られるよう、国に働きかけるべきである。

※★③　道内の小規模自治体や都市部から離れた自治体は「新規採用者がいない」「採用通知を出しても断られる」などの事態に至っており、人手不足は深刻化している。さらに、道内自治体の中途退職者については、若い世代に限らず幅広い年齢層に及んでいる。自治体職員が将来に展望をもち、働きやすい職場づくりをつくりあげるため、地方公務員の初任給が民間大手企業に見劣りしない水準にまで引き上げるよう、国に働きかける。【総務省・道（総務部人事課）】

地方公務員の給与改定については、2025年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費として6,800億円を確保し、うち会計年度任用職員分が800億円とされている。また、会計年度任用職員の給与等については、一般行政経費(単独)から給与関係経費に移し替えられ処遇改善にかかる財源が明示されたものの、道内自治体の人手不足は深刻化している。とりわけ、小規模自治体や都市部から離れた自治体は「新規採用者がいない」「採用通知を出しても断られる」などの事態に至っている。さらに、道内自治体の中途退職者については、若い世代に限らず幅広い年齢層に及んでいる。道内152市町村(85%)の自治体が過疎地域市町村(一部過疎含む)であるうえ、2024年には432万人、2050年には382万人にまで減少すると見込まれる北海道で、自治体機能の維持が大きな課題となる。自治体職員が将来に展望をもち、働きやすい職場づくりをつくりあげるため、地方公務員の初任給が民間大手企業に見劣りしない水準にまで引き上げるよう、国に働きかけるべきである。

★④　子育てや介護と議会活動との両立を可能とするために、市町村は、常任委員会や特別委員会等の各種委員会をオンラインでも参加できるよう推進する。【道（総合政策部市町村課）】

令和２年４月に新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言が発令されたことを受け、地方議会をオンライン会議により開催できるか否かが議論となった。総務省は、本会議についてはオンライン会議はできないものの、委員会については条例や会議規則等を必要に応じて改正等の措置を講じた上での開催は可能であるとの見解を示した。また、地方議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が成立し、令和６年４月１日より施行されている。子育てや介護をしながら議会活動を行う議員からの声のみならず、地域によっては地方議会選挙で無投票当選が相次ぐなど「なり手不足」が指摘されていることを踏まえれば、多様な人材の参画を可能とするための一つの手段として、地方議会のオンライン化の推進が求められている。

※総務省は、令和４年１月、令和５年１月、令和６年１月及び令和７年１月に、全都道府県・市区町村の議会に対して、委員会のオンライン開催等の状況等についてアンケート調査を実施した。

それによると、令和４年１月１日時点では委員会をオンライン開催できるように条例等を改正した団体は135団体（全団体の7．6%）、実際にオンライン委員会を開催した団体は35団体（全団体の2.0%）（総務省資料「地方議会における委員会のオンライン開催の状況（令和４年１月１日時点）」）、令和５年１月１日時点では委員会をオンライン開催できるように条例等を改正した団体は304団体（全団体の17.0%）、実際に議員が委員会にオンライン出席した団体は106団体（全団体の5.9%）（総務省資料「地方議会における委員会のオンライン出席の状況（令和５年１月１日時点）」）、令和６年１月１日時点では委員会をオンライン開催できるように条例等を改正した団体は383団体（全団体の21.4%）、実際に議員が委員会にオンライン出席した団体は129団体（全団体の7.2%）（総務省資料「地方議会における委員会のオンライン出席の状況（令和６年１月１日時点）」）、令和７年１月１日時点では委員会をオンライン開催できるように条例等を改正した団体は559団体（全団体の31.3%）、実際に議員が委員会にオンライン出席した団体は152団体（全団体の8.5%）（総務省資料「地方議会における委員会のオンライン出席の状況（令和７年１月１日時点）」）

【道内市町村の事例】

①北海道登別市（朝日新聞2023年12月6日記事）：北海道登別市議会（定数19）の本会議で6日、議員の自宅と議場を結んだオンラインによる一般質問があった。9月定例会で会議規則を改正し、オンラインでの一般質問を可能にしていた。議会事務局によると、オンラインによる一般質問は道内の自治体では初めてという。改正した議会規則では、介護や育児、看護などの理由で議員が議場に来られない場合はオンラインで一般質問ができると規定した。ただ、地方自治法の議会への出席についての規定でオンライン出席した議員は「欠席」扱いとなる。

②北海道札幌市：2025年4月より、議員が育児・介護や災害などを理由に札幌市役所内の議場に行くことが難しい場合、オンラインでの委員会出席が可能となった。

③北海道苫小牧市：苫小牧市議会委員会条例ならびに苫小牧市議会規則を2023年12月に改正し、大規模な災害の発生時や家族の看護・介護等により議員が委員会の招集場所に参集することが困難である場合にオンラインでの委員会参加が可能となった。また、苫小牧市議会規則を2025年3月に改正し、疾病等の事情により、議員がやむを得ず本会議を欠席した場合においても、一般質問をオンラインで行うことが可能となった。

④北海道芽室町：委員会条例の一部改正（2021年4月改正、同年9月施行）によりオンライン委員会の開催が可能となった。

8. ジェンダー平等の推進

(1) ジェンダー平等の推進

◆① 2018年3月に策定した「第3次北海道男女平等参画基本計画」の中の「男女平等参画の実現に向けた課題」において、「男女平等となっている」と回答した割合が法律や制度上の観点では38.3%、社会通念、慣習、しきたりなどの観点では18.0%となっている。また、2026年3月に内閣府男女共同参画局が公表した「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」においても、「男女平等」とする割合が法律や制度上の観点では38.2%、社会通念・慣習・しきたりなどの観点では16.3%で、現在においても「平等感」の低いままである。このことから未策定の市町村は計画策定を進めるとともに、計画を策定しない市町村においても、男女共同参画に関する事業を実施する。【道（環境生活部道民生活課）】

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して市町村は、努力義務ではあるが、基本的な計画について定めるとされている。2018年3月に策定した「第3次北海道男女平等参画基本計画」の第2章「男女平等参画の実現に向けた課題」において、「男女平等となっている」と回答した割合が法律や制度上の観点では38.3%、社会通念、慣習、しきたりなどの観点では18.0%となっている。また、2026年3月に内閣府男女共同参画局が公表した「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」においては、「男女平等」とする割合が法律や制度上の観点では38.2%、社会通念・慣習・しきたりなどの観点では16.3%という結果となり、8年経過した今でも「平等感」の低い状況は変わっていない。北海道内での男女共同参画基本計画の策定状況は依然として全市町村となっていないが、この全国での「平等感」が低いという意識は現在の北海道にもあてはまると思われ、まだまだ男女の平等感までに行きついていない。このことから未策定の市町村は計画策定を進めるとともに、計画を策定しない市町村においても、男女共同参画に関する事業を実施すべきである。

9. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

(1) 教育の保障

※◆① 道内の教育現場におけるICT支援員の配置状況が全国ワースト2位という深刻な現状を重く受け止め、道に対して市町村への支援を強化し、抜本的な配置拡充を図るよう働きかける。あわせて、複数校巡回の解消などトラブルに速やかに対応できる実効性ある支援体制を構築するとともに、支援員の質の向上や育成に関する取り組みを推進する。【道（教育庁ICT教育推進課）】

北海道の公立学校におけるICT支援員の配置率はわずか32%と極めて低く、各市町村の努力のみに依存していては、居住地域による深刻な「教育のデジタル格差」を生みかねない。また、支援員が配置されていても巡回形態が多く、トラブル時に即応できないため、結局は教職員が対応に追われ「負担軽減」に全く繋がっていないのが実情である。円滑な教育DXの実現には、支援員の確実な配置（常駐化）が不可欠である。道に対して広域自治体として市町村への財政的・技術的な支援を強化し、支援員の絶対数を拡充するとともに、スキルの底上げを図る育成事業等に主体的に取り組むよう働きかけるべきである。

★② 令和6年度は小・中学校における不登校児童生徒数は過去最多となった。このほか、登校はするものの、教室に入れない児童生徒もおり、誰一人取り残されない学びの保障に向け、不登校特例校の設置をはじめ、校内教育支援センターの設置の促進や、教育センターの機能の強化などきめ細やかな教育を推進していくため、支援体制や指導体制の確立及び人材確保について取り組む。【文科省・こども家庭庁・道（教育庁生徒指導・学校安全課）】

令和6年度の小・中学校における不登校児童生徒数は、353,970人（前年度346,482人）で過去最多となった。この不登校児童生徒に対する道教委から派遣されるスクールカウンセラーのほか、スクールソーシャルワーカーについても今の配置数では対応が行き届いていない。このほか、登校はするものの、教室には入れず教室外にいる児童生徒もおり、その全てが教育（補完する授業）を受けている状況にはない。誰一人取り残されない学びの保障に向け、不登校特例校の設置をはじめ、校内教育支援センターの設置の促進や、教育センターの機能の強化などきめ細やかな教育を推進していくため、支援体制や指導体制の確立及び人材確保について取り組むべきである。

◆(2) 公立小学校・中学校の統廃合と地域づくり

小中学校の適正規模・適正配置（学校の統廃合）について、2026年3月に出された国の「公立小中学校の適正規模・適正配置の在り方に関する議論のまとめ」をはじめとする最新の動向を踏まえ、単なる財政の論理で進めることのないようにする。統廃合の検討にあたっては、教育的視点に加え、福祉・防災など地域コミュニティやまちづくりにおける学校の役割を十分に念頭に置き、統廃合による弊害を考慮して、子ども・保護者・教職員および地域住民の声を十分に反映させる。また、学校が地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしているとの視点から、望ましい教育環境のあり方を適切に判断できるよう、道からも必要な情報収集および積極的な情報提供を受ける。【道（教育庁義務教育課）】

少子化の加速に伴い、道内の各市町村において小中学校の統廃合の議論が進められるとともに、義務教育学校への移行が加速している。昨年の道に対する要請の回答では、「各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが大切であり、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合等の複数の選択がある」との見解が示されている。国においても、2026年3月に公表された適正規模・適正配置に関する『議論のまとめ』において、学校が地域コミュニティの核や防災拠点として果たす役割の重要性が引き続き示されるとともに、自らの自治体の枠にとらわれず、周辺の市町村を跨いだ広域的な学校配置の検討を視野に入れるという新たな方向性が打ち出された。このように、単なる自らの自治体内の人数の「適正規模化」から「圏域全体を見据えた持続可能な学校づくり」へと国の政策の視野が広がるなかで、市町村が単独の厳しい財政状況や従来の枠組みのみを理由として、安易かつ性急に統廃合を進めることは決してあってはならない。学校の統廃合は、子どもの通学負担の増大や地域コミュニティの衰退など、将来のまちづくりに不可逆的な影響を与える極めて重大な問題である。今後とも、各市町村は地域の実情を十分に踏まえ、地域住民や保護者、現場の教職員の合意形成を図りながら「学校統合」か「小規模校の存続」かの選択を適切に判断すること。市町村を跨いだ広域的な視点も含めた最新の動向に基づく情報収集・提供を道から受けるとともに、市町村は財政事情のみを理由とした安易かつ性急な統廃合に走らないよう対応すべきである。

※◆(3)部活動の社会教育への移行

平日を含めた「部活動」の社会教育への完全移行を推進するため、地域の受け皿となる専門的な指導を行う人員を確保するほか、地域移行した際の生徒の移動手段等に係る保護者の負担を軽減するための必要な予算を確実に確保・拡充するよう、国に強く働きかける。あわせて、道に対しても、地域の実情に応じた指導者確保や移動手段の整備等に対する実効性ある財政的・技術的支援を講じるよう働きかける。【文科省スポーツ庁・文科省文化庁・道（教育庁部活動改革推進課）】

中学校における部活動指導は、教職員の長時間労働の主要な要因となっている。現状においても、活動が活発な部活動の顧問となれば、早朝の練習から夜遅くまで休憩時間を返上して指導にあたるケースが常態化しており、教職員の心身の負担は限界に達している。教職員の働き方改革を真に実効性のあるものとするためには、休日のみならず平日も含めて、部活動を完全に学校から切り離し、早期に「社会教育」へと移行させるべきである。しかしながら、地域移行を進めるにあたっては、学校に代わる「地域の受け皿」の整備が大きな壁となっている。とりわけ広域分散型の北海道においては、専門的な指導を行う人材の確保が極めて困難な地域が多い。加えて、現在極めて深刻な課題となっているのが「生徒の移動手段」の確保である。本年（2026 年）5 月、新潟県の高校において部活動遠征中の痛ましいバス死亡事故が発生した。これを受け、道教委等からも部活動の移動において「公共交通機関やタクシー、貸切バスの利用」を求める通知が出されている。しかし、鉄路の廃線や路線バスの減便など公共交通網の衰退が著しい北海道の地方部において、こうした通知通りに対応することは到底不可能であり、完全に実態とかけ離れている。結果として、保護者が事故の責任リスクを抱えながら自家用車で長距離送迎を行うか、あるいは高額な貸切バスをチャーターして保護者の経済的負担がさらに膨れ上がるという負の連鎖に陥っている。部活動の地域移行が、家庭の経済状況や居住地域による「スポーツ・文化活動の機会格差」を生むことがあってはならない。こうした改革のしわ寄せや安全管理の責任を地域や家庭に丸投げするのではなく、地域移行後の指導者不足の解消や、生徒の安全な移動手段の確保など、地域に負担を押し付けない持続可能な制度とするために、国および道が責任をもって十分な財政措置を講じるべきである。

★(7)放課後児童クラブを開設する場の確保

道が、市町村に対して放課後児童クラブの小学校内での実施（余裕教室の活用や学校敷地内のプレハブ整備等）を検討するよう要請するにあたっては、教職員の新たな業務負担や長時間労働を招くことのないよう、学校とクラブの「運営および責任の完全な分離」を大前提として進める。特に、普通教室や特別教室等のタイムシェアを検討・実施する場合は、教職員が放課後に授業準備等を行うための業務スペースを確実に保障するとともに、児童のトラブル対応や安全管理等の責任を学校側に転嫁しない体制づくり（十分な専門指導員の配置、動線の分離、施錠管理の徹底等）について、明確なガイドラインを示し、安易な負担の押し付けを牽制する。【道（保健福祉部子ども政策企画課、教育庁社会教育課）】

保護者や児童が安全・安心で利便性の高い居場所を求めていることや、国が「放課後児童対策パッケージ」等において小学校内でのクラブ実施を推進していることは理解できる。道が市町村に対し、余裕教室の活用やプレハブ施設の整備等を働きかけること自体は、地域の子育て支援として一定の意義がある。しかしながら、校内へのクラブ設置、とりわけ低学年の普通教室等の「タイムシェア（一時的な活用）」は、教職員の労働環境に多大な悪影響を及ぼす危険性を孕んでいる。放課後は、教職員にとって翌日の授業準備や事務処理、児童への個別対応などを行う不可欠な時間であるが、教室を明け渡すことで物理的な業務スペースが奪われ、結果として持ち帰り残業や超勤・多忙化をさらに助長することとなる。また、物理的距離が近いことや「学校の敷地内である」ことを理由に、クラブ活動時間中の児童同士のトラブルやケガ、保護者対応について、本来関与すべきでない教職員が対応を余儀なくされるケースが全国で散見されている。「空間の共有」が「業務や責任の共有」にすり替わることは断じてあってはならない。市町村は単に場所の提供を行うだけでなく、放課後児童クラブは学校教育とは異なる社会福祉事業であるという前提に立ち、専任の指導員による独立した運営体制の構築や、教職員の労働環境を守るための明確なルール（ガイドライン）の策定など、学校現場に一切の負担や責任のしわ寄せがいかないための確実な条件整備を行うべきである。

２０２６年１０月８日

苫小牧市
市　長　　金澤　俊　様

連合北海道苫小牧地区連合
会　長　　南部谷　康史

2027年度　苫小牧市予算と行政運営に関する「要求と提言」

はじめに

貴職におかれましては、苫小牧地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、誠心誠意御奮闘されていることに対し心より敬意を表します。

さて、連合は、春季生活闘争において、「実質賃金1%上昇の賃上げノルムの確立」「底上げ・底支え・格差是正」を掲げ、取り組みを進めてきました。その結果、３年連続の５％以上の賃上げを勝ち取る結果となり、大企業を中心に賃上げの流れが継続しています。その一方で、長引く物価高騰に賃金の上昇が追いついておらず、実質賃金は依然としてマイナス傾向にあります。連合が掲げる「賃上げが当たり前の社会」に近づいていますが、労働者の生活は依然として厳しい状況といえます。

中小・小規模事業者が大半を占める苫小牧市内においては、原油価格・原材料費や労務費の上昇よる影響も大きく、適切に価格転嫁できる環境づくりが急務といえます。製品・サービスと労働の価値が正しく認められる環境整備が必要と言えます。

また、北海道内においては全国を上回るスピードで少子高齢化が進んでおり、札幌圏への一極集中や若者の道外流出が続いています。雇用情勢については多くの職場で人手不足と言われていますが、求人率は低下傾向にあり、「求められている職」と「求める職」のミスマッチが起きています。医療・福祉、農林漁業、建設、運転手などは今も人手が足りない状況が続いています。

さらに、ＤＸ化やＡＩによる技術革新によって業務改善・生産性向上が高まる一方で、経営基盤の脆弱な中小企業では、システム投資やそれを担う人材の確保が追いつかないことも大きな課題となっています。医療・福祉・教育や地域公共交通など、住民が安心して暮らし続けるための基礎的な生活基盤の維持・縮小防止も継続的な課題であり、こうした多くの諸課題に直面する中、市民が安全で豊かに暮らし続けられる地域社会を維持するため、自治体が果たすべき役割はますます重要となっています。

苫小牧地区連合はこのような認識に立ち、労働者・生活者の立場から連合胆振地協の「要求と提言」に合わせて苫小牧に特化した課題のみをとりまとめた「要求と提言」を提出いたします。

要請の趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および2027年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

連合北海道苫小牧地区連合
会　長　　南部谷　康史

1.　地場産業の振興と地域雇用対策の推進

（１）地場産業の振興の推進

苫小牧市は人口減少対策、地方創生の取り組みを継続し、新たな視点を加え、近年の経済・社会情勢の変化に対応できる新たな行革創生プランを策定する中で、環境と産業が共生する持続可能な都市の実現に向けて今後、具体的な取り組みを進めていることと思われます。中心市街地の空洞化の課題解決、地域活性化のためにも苫小牧駅前周辺の活性化を意識し、苫小牧地域の企業が活躍できる計画の実現を求める。

また、空港駅から苫小牧方面へ線路を伸ばす本格的なスルー化も必要と考えます。苫小牧市民の意見を反映させた苫小牧市の将来を見据えた環境整備等を継続し力強く実施をすることを求める。

（２）地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

少子高齢化は苫小牧市の健全な財政確保のためにも大きな課題になっている。そのためには、地元企業に就職できる雇用環境の整備が必要であり、道内や本市出身者は、Ｕ・Ｉ・Ｊターン就職を希望する傾向も現れています。地元の企業風土や魅力を知り、興味を持つ機会を拡充する必要と考えます。地元企業への就職につながる政策を実現するため、市内の高校・大学だけでなく市外の学校、さらには市外に勤務している労働者に対しても苫小牧市魅力を発信する活動の実施を求める。

また、子育てをしながら仕事を続けられる社会環境の整備、企業による「ワーク・ライフ・バランス」を重視した職場の整備が求められていることから、苫小牧市内の職場と生活を積極的に支援し「魅力ある苫小牧のＰＲ」を地域企業と連携し、取り組むことを求める

地元企業が労働力を確保しやすくなるよう、中小を含めたすべての企業に対し、苫小牧市として子育てしやすい環境、労働条件および福利厚生等に関係するさらなる援助、助成策を検討し、実施すること。

（３）改定「北海道最低賃金」の履行確保

北海道における最低賃金は、現行の1,075円から56円引き上げ1,131円に改正することで結審し、10月1日から改定されることとなり過去2番目の引き上げ幅となった。

苫小牧市においては、委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を見直しすること。

２．地域中核病院の基盤整備と地域医療体制の確立

（１）苫小牧市立病院や王子総合病院をはじめとする、二次救急地域中核病院は、地域医療を守る重要な医療機関となっている。

しかし、長引く物価高騰や光熱費の上昇、さらには医療体制維持の負担が増大していることから、全国、全道の地域医療を守る病院の経営は厳しい状況となっている。そのような状況を鑑み、地域住民が安心して医療を受けられるよう、苫小牧市として独自の財政措置等による支援を検討し対策を講じること。

（２） 全国的に医療従事者が不足しており、苫小牧市においてもそのような傾向が見受けられる。ＤＸ化による医療従事者の負担軽減を進められるよう、全市的な導入促進対策を行うこと。

また、医療従事者確保のため、他都市に負けない待遇の改善、労働環境の構築のための政策を実施すること。

（３） 苫小牧市内の小児周産期医療を担う病院が減少してきている。将来的に「市内で子どもを産み育てられない」という懸念もあり、苫小牧市の人口減少にも影響する事態といえる。小児周産期医療を担う病院に対し医療を継続してもらうための負担軽減策を検討すること。

（４）深刻な人手不足の中、医療現場では過重労働や精神的負担から離職を選択する医療従事者が増えている。さらなる人員不足となると残された職員への負担増を招くという悪循環に陥ることが予想される。医療従事者の離職を防ぐためにも、安心して働き続けられるよう、心身の健康を守るメンタルヘルス対策、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働環境の整備のため、実効性のある支援や指導を実施すること。

（５）市立室蘭総合病院が２０２８年３月末をもって閉院する。それにより、多くの医療従事者が働く場を求めていることから、苫小牧市としても医療職場に限らず、柔軟な採用による支援を実施するよう求める。

３．自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

（１）自立支援と子どもの貧困対策

生活困窮者をはじめ高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の充実の重要性

が高まってきている。制度ごとの縦割りの仕組みを、働く者や市民の地域生活の視点から横断的に連携させるため「ふくし総合相談窓口」を設置して対策を行っている中で、一人一人に合ったプランを作成すると共にプライバシーにも配慮し更なる充実に向けて今後も強化すること。

さらには、近年増加している子どもの貧困に対する、苫小牧市としての独自の対応、支援している各種団体へのこれまで以上の経費的な支援を強く求める。

（２）高齢者等への生活支援の充実

苫小牧市においても人口減少・高齢化が進展するなか、地域の中で孤立し、経済的な困難を抱える単身高齢者や制度の狭間で複合的な課題を抱える高齢者世帯も少なくありません。社会福祉協議会や地域包括支援センターなど地域の関係団体と連携し、地域包括ケアシステムなど具体的な生活支援策を更に推進すること。

４．くらしの安全・安心な社会の構築

（１） 大規模自然災害発生時において、市内の労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する基準を設定するなどの仕組みを構築し、企業や住民にその内容を説明、周知すること。

また、企業と連携し、災害に対する避難訓練の促進、実施に対する援助を検討すること

（２） 冬季間の除雪については、勤労者の健康と安心・安全を確保し、除雪車の台数を増やすなど、引き続き体制強化に努めること。

また、市民生活に影響がない場所に排雪するよう業者に指導すること。

５．港湾荷役作業に伴う改善策・防災対策について

（１）苫小牧港の貨物の取扱量が減少傾向にあることから、利用促進に向けての対策を検討し、実施すること。

（２）港湾労働者が安心して働ける環境を整備し、2018年9月11日に発生した、胆振東部地震などの大規模災害発生時における対策について、引き続き、港湾関係者との一層の連携強化を図ること。

（３）物流・運送業界においては、時間外労働の規制強化に伴う労働環境の改善が進んでいるが、事業者は労働時間の短縮による「輸送能力の低下」などに

よる経営への影響が懸念され、ドライバーおよび車両確保に苦慮する業者もある。物価高騰なども重なり、厳しい経営状況となれば、労働環境にも影響する。北海道の玄関口と言われる苫小牧港の物通を守るという観点から、経営負担の軽減やドライバーの定着促進に向けた実効性のある新たな支援策等を求める。

６．季節・建設労働者の雇用確保

（１）建設業を中心に全国の６割を占めている道内の季節労働者（３万６千人）に対しては、引き続き、特例一時金を50日分に戻し冬期間の生活保障を確立するとともに、季節労働者の希望に沿った上で通年雇用化に向けた施策の充実を図るよう、国や道に対して働きかけると共に、苫小牧市において、実施されている緊急雇用創出事業の拡充と継続を強く求める。

7．対外政策について

（１）苫小牧市は、市民の平和を願う強い気持ちが形となった「苫小牧市非核平和都市条例」の理念に基づき、これまで市が平和事業を継続してきたことに敬意を表する。今後においても、その取り組みが一過性のものとならず、より一層充実した内容で実施されるよう強く求める。

（２） 毎年繰り返して計画される米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地訓練移転は、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、安心・安全に対する多くの市民の願いを踏みにじるものであり、今後の千歳基地での訓練実施の中止を求めること。また、訓練移転にあたっては、市街地上空を飛行させないため、防衛局に強く働きかけること。

（３）「親善および友好」を口実とした米艦船の苫小牧港への入港は、軍事的利用を常態化させる危険なものである。「日米地位協定第５条」には、通告だけで自由に入港できるとの定めはないことから、市民の安心、安全のため、核兵器不搭載の有無を、文書など形となった回答を求めるとともに、港湾管理者の権限として軍事目的である米艦船の寄港について認めないこと。

以　上